

審 査 基 準

平成27年3月26日

法 令 名	鳥取県個人情報保護条例
根 拠 条 文	第24条の6第1項
処 分 の 概 要	個人情報の利用停止決定等
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会、鳥取県警察本部長
法 令 の 定 め	鳥取県個人情報保護条例第24条の5
審 査 基 準	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間	30日
申 請 先	警察本部警務部広報県民課又は警察署の担当窓口
問 い 合 わ せ 先	警察本部警務部広報県民課 (電話 0857-23-0110)
備 考	

別紙

- 1 「必要な調査」とは、利用停止請求に係る個人情報の取扱いが第7条、第8条又は第9条第3項に違反する事実の有無及び内容等当該利用停止請求に理由があるかどうかを確認するために行う必要な調査をいう。
- 2 「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、実施機関による調査の結果、個人情報の取扱いが第7条、第8条又は第9条第3項に違反していることが判明したときをいう。
- 3 「適正な取扱いを確保するために必要な限度」とは、第7条、第8条又は第9条第3項に違反する状態を是正するために必要な範囲内のことをいう。例えば、利用停止請求に係る個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から個人情報の消去を求められた場合、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該個人情報を消去する必要はない。仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。
- 4 「当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」とは、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される個人の権利利益と損なわれる事務の適正な遂行の必要性との比較考量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは適当でないため、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。